

青森県報

第八百五十四号

令和六年
十二月十八日
(水曜日)

目次

告示

○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一

公告

○青森県庁舎で使用する電気の供給に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……一

○青森県弘前合同庁舎ほか四施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札……………(同) ……三

出先機関

○道路の位置の指定……………(上北地域) ……六
(県民局)

告示

青森県告示第六百四十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二の表階上区域の項を次のように改める。

階上区域
階上漁業協同組合の地区

- 1 内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル未満の水中に定置して営む漁業(以下「小型定置漁業」という。)
- 2 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
- 3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまだら底はえなわ漁業
- 4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまだら底はえなわ漁業
- 5 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の二の表階上区域の項の3に掲げる漁業以外の漁業

公告

青森県庁舎で使用する電気の供給に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達件名及び数量

青森県庁舎で使用する電気の供給

契約電力 千八百キロワット

予定使用電力量 六百八十四万キロワット時

2 仕様等

入札説明書による。

二 供給期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 供給場所

青森県庁舎（青森市長島一丁目一の一）

四 入札方法

1 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する一キロワット当たりの単価（小数点第二位まで）及び使用電力量に対する一キロワット時当たりの単価（小数点第二位まで）を根拠とし、県が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した十二か月の総額とすること。

2 入札書には、別紙として、入札書に記載される入札金額に対応した入札内訳書を添付すること。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

7 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

8 財務規則第二百二十八条の二第一項の規定に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの

導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たす者であること。

9 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

六 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加を希望する者は、あらかじめ、五に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和七年一月十日までに青森県財務部財産管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容や電力供給に係る見通し及び方法等について、説明及び内容の変更等を求められた場合には、必要に応じてこれに届けなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に届けられない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県財務部財産管理課財産管理グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九五

4 提出部数 一部

七 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県財務部財産管理課

電話 〇一七―七三四―九〇九五

八 入開札の日時及び場所

1 日時

令和七年一月三十日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 百三十五会議室

九 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

十 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 落札者の決定方法

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 入札条件

財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十四 その他

1 この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

2 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the services

to be required:

About 6,840,000kWh supply of

electricity to the Aomori

Prefectural Office

2 Time-limit for tender:

30 January, 2025

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Property Management Division

Department of Financial Affairs

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9095

青森県弘前合同庁舎ほか四施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1 一般競争入札に付する事項

1 調達件名及び数量

青森県弘前合同庁舎ほか四施設で使用する電気の供給
契約電力 合計六百五十五キロワット

予定使用電力量 合計百三十七万五千キロワット時

2 仕様等

入札説明書による。

二 供給期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 供給場所

弘前合同庁舎（弘前市大字蔵主町四）

八戸合同庁舎（八戸市大字尻内町字鴨田七）

五所川原合同庁舎（五所川原市字栄町一〇）

十和田合同庁舎（十和田市西十二番町二〇の二）

むつ合同庁舎（むつ市中央一丁目一の八）

四 入札方法

1 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する一キロワット当たりの単価（小数点第二位まで）及び使用電力量に対する一キロワット時当たりの単価（小数点第二位まで）を根拠とし、県が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した十二か月の総額とすること。

2 入札書には、別紙として、入札書に記載される入札金額に対応した入札内訳書を添付すること。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、指名停

止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

7 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

8 財務規則第二百二十八条の二第一項の規定に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たす者であること。

9 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

六 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加を希望する者は、あらかじめ、五に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和七年一月十四日までに青森県財務部財産管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容や電力供給に係る見直し及び方法等について、説明及び内容の変更等を求められた場合には、必要に応じてこれに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県財務部財産管理課財産管理グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九五

4 提出部数 一部

七 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の一

青森県財務部財産管理課

電話 〇一七―七三四―九〇九五

八 入開札の日時及び場所

1 日時

令和七年二月三日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎東棟一階 百三十五会議室

九 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

十 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 落札者の決定方法

十二か月分の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 入札条件

財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十四 その他

1 この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の適用を受ける。

2 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the services to be required:

About 1, 375, 100kWh supply of

electricity to the Aomori

Prefecture Hirosaki Joint Government

Building and 4 other facilities

2 Time-limit for tender:

3 February, 2025

(Please refer to a bid manual in

time.)

3 Contact point for the notice:

Property Management Division

Department of Financial Affairs

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN
TEL 017-734-9095

出先機関

上北地域県民局告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月十八日

上北地域県民局長 千葉 健夫

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市西二十二番町二七 の二	四七・二二メートル	六・〇〇メートル	令和 六・三・六 年月日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭